

全国民生委員児童委員連合会

平成 25 年度事業計画

1. 情勢認識

人口構造や世帯構造の変化のなか、人間関係の希薄化、また厳しい経済・社会情勢を背景に、地域にあっては、人々の生活に関わる課題が複雑・多様化、また深刻化しています。

昨年より、孤立死に関する報道が相次いでいるほか、虐待に加え、いじめ、体罰も社会的な課題となっています。また、生活保護受給者は過去最高を更新し続けており、その前段階にある低所得世帯を含め、生活困窮世帯に対する支援も重要な課題となっています。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災地においては、その復旧・復興までにかかなりの年数が見込まれ、時間の経過とともに、避難生活を送る住民、またその支援にあたる民生委員・児童委員の負担も高まっています。また、近年、台風や豪雨災害をはじめ、自然災害による被害が全国的に発生しており、災害時要援護者支援態勢の構築なども課題となっています。

このように今日、人々にとって生活上の「安全・安心」がきわめて重要なテーマとなっており、常に住民の立場にたって、人々の相談、支援にあたる民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。

2. 基本方針

こうした情勢を踏まえ、平成 25 年度、全国民生委員児童委員連合会においては、「民生委員制度創設 90 周年活動強化方策」のもと、人々が安全・安心に暮らせる地域づくりのため、都道府県・指定都市児協との連携・協働を通じ、民生委員・児童委員活動の一層の充実、また災害時要援護者支援活動などのさらなる取り組みを進めます。

また、本年度は民生委員・児童委員の一斉改選年にあたります。新たに迎える委員を含め、全国の民生委員・児童委員が、今後とも誇りをもって、かつ安心して活動が行なえるよう、委員に対する世帯情報の円滑な提供の確保、また活動中の事故補償制度の充実など、活動しやすい環境づくりに取り組みます。同時に、全国で「なり手不足」が指摘されるなか、今回の改選を通じ、各都道府県・指定都市における委員選任や委嘱をめぐる状況や課題を把握し、今後に向けたあり方検討につなげます。

さらに近年、地方分権改革の名の下に、民生委員・児童委員の委嘱権限、研修、委員定数や推薦会の構成等に関する見直しの動きが相次ぎ、本会として反対運動を進めてきたところです。今後とも全国一律の民生委員・児童委員制度を守っていくためにも、民生委員・児童委員制度に関して、幅広い人々への周知、理解を得る活動に取り組みます。

3. 重点事業の概要

(1) 「90周年活動強化方策・行動宣言」の推進、生活困窮者対策への対応

- ・ 「民生委員制度創設90周年活動強化方策・行動宣言」については、前半5年間の取り組み状況を踏まえ、活動全体の充実に向けた具体的提案、働きかけを行う。
- ・ 国における生活困窮者対策の具体的制度設計を踏まえ、民生委員・児童委員としての対応のあり方について検討する。

(2) 児童委員活動に関する新たな「活動強化推進方策・行動宣言」の策定

- ・ 現行の「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言（児童委員（主任児童委員）版）」は、平成25年11月をもって取り組み終期を迎える。児童をめぐる諸課題の状況を踏まえ、必要な見直しを行い、新たな「活動強化推進方策・行動宣言」を策定する。

(3) 民生委員・児童委員の一斉改選に関する対応、新任委員への支援

- ・ 平成25年12月の一斉改選に向け、円滑な改選業務を進めるための支援、また、新任委員への円滑な引き継ぎのための資料提供等を行なう。
 - ※『2013年版 新任民生委員・児童委員の手引き』の企画、編集
- ・ 今回の改選を通じ、各都道府県・指定都市における委員の選任や委嘱に関する状況と課題（年齢要件や定員の設定、欠員の状況等）を把握し、今後の民生委員・児童委員制度のあり方に関する検討につなげる。
- ・ 東日本大震災被災地においては、欠員の増加が懸念される場所であり、民児協の区割りや委員定数のあり方などを含め、地元民児協の意向を踏まえつつ、厚生労働省との必要な調整等を行なう。

(4) 東日本大震災被災地民児協および被災者への支援

- ・ 全国から寄せられた拠金を財源とし、被災地民児協へ第2年次の活動費助成を実施するとともに、公的支援の拡充についても厚労省等への働きかけを進める。
- ・ 仮設住宅等で生活する被災者、また全国に避難した被災者が抱える課題、ニーズについて引き続き把握し、関係行政および委員による支援につなげる。

(5) 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援のための取り組みの推進

- ・ 本会が策定した「災害時要援護者支援活動に関する指針【第1版】」について、広く周知をはかるとともに、先駆的事例の紹介等を行なう。
- ・ また、国における災害対策基本法等、関係法令見直し等の動向を踏まえ、「指針」の所要の見直し作業を行なう（「改訂第2版」の発行）。

(6) 民生委員・児童委員活動に関する事故補償制度の具体化

- ・ 民生委員・児童委員が安心して活動に取り組めるよう、公務中の災害被害や活動中の事故に関する補償制度として、新たな保険制度の創設を視野に制度設計および公的補助の実現への取り組みを進める。

(7) 全国一律の民生委員・児童委員制度の堅持に向けた取り組み

- ・ 近年の地方分権の名の下での民生委員・児童委員制度見直しに関する動向を踏まえ、現行制度堅持のため、関係者の理解促進等を含めた取り組みを進める。

(8) 民生委員・児童委員制度や民児協活動に関する情報発信、広報機能の強化

- ・ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを進めるために、委員制度やその活動について、社会的な周知促進を図るべく、広報活動を強化する。

※「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」(5月12日～18日)の周知

- ・ 委員活動の支援とともに社会的な発信を強化するため、ホームページを活用した先駆的事例の紹介等、情報提供の充実を図る。現在、別立てとしている「全民児連ホームページ」と「エムジェイ・アシスト(民生委員児童委員活動支援情報システム)」については、費用対効果の観点からその機能を整理し、統合(一元化)を行なう。

(9) 民生委員・児童委員研修の充実支援

- ・ 平成24年度に取りまとめ、提案を行なった民生委員・児童委員の研修体系について、とくに都道府県・指定都市民児協への周知とともに、提案内容の実施に向けた支援を進めます。
- ・ 具体的には、都道府県・指定都市段階での研修に関する講師確保の方策や、互助共励事業(地方共励事業)における研修助成のあり方について検討を行ないます。

(10) 第82回全国民生委員児童委員大会の開催

- ・ 平成25年10月10日・11日の両日、千葉県千葉市(会場:幕張メッセ他)において開催する。